

『Type H - 2』におけるシミュレーション

(9 州の場合)

1 現在の一般財源 + 国庫支出金の州毎の状況 (平成 17 年度)

(単位 : 億円)

	州	市町村	合計 A	A / 人口 (円)
北海道	17,904	20,036	37,940	674,160
東北	30,453	28,482	58,935	611,684
北関東信越	32,295	31,466	63,760	547,604
南関東	72,732	95,565	168,297	475,908
中部	41,384	45,179	86,562	500,158
関西	50,891	62,536	113,427	522,352
中国・四国	37,864	36,225	74,089	629,888
九州	39,262	40,489	79,750	597,249
沖縄	4,628	3,905	8,533	626,673
計	327,413	363,883	691,293	541,054

一般財源とは、平成 17 年度決算統計における、地方税(都道府県民税、市町村税) 譲与税、交付税であり、国庫支出金は、平成 17 年度決算統計における、都道府県、市町村の国庫支出金の額である。

州の欄は、現在の都道府県分を 9 州の区割りで合計した額である。

2 『Type H - 2』における地方税額の州毎のシミュレーション

平成 17 年度決算における、現在の国税、都道府県税、市町村税の税目を、『Type H - 2』での税体系に当てはめ、州税、市町村税、新・地方共有税相当分として集計している。

『新・地方共有税』は、各州に配分される調整財源であり、ここではシミュレーションのため、便宜的に徴収州に振り分けており、「新・地方共有税相当分」として表している。地方税額計の欄は、州税、市町村税、新・地方共有税相当分の合計額となっている。

(単位 : 億円)

	州税	市町村税 (消費税市町村 交付金含む)	新・地方共有 税相当分	『Type H-2』 における地方 税額 B	B / 人口 (円)
北海道	11,982	15,508	(2,399)	29,889	539,866
東北	19,420	24,893	(3,612)	47,925	515,443
北関東信越	25,180	32,599	(6,019)	63,799	570,033
南関東	78,263	120,383	(65,195)	263,841	719,258
中部	37,082	52,157	(15,952)	105,191	621,663
関西	41,893	63,716	(21,506)	127,115	580,597
中国・四国	23,349	31,739	(6,955)	62,043	543,053
九州	25,017	34,028	(6,388)	65,433	500,957
沖縄	1,812	2,702	(511)	5,025	371,440
計	263,998	377,726	128,538	770,263	602,860

州税は、消費税（税率 10%、うち 75%は消費税市町村交付金）、事業税、道府県民税（法人税割除く）、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税、地方道路税の 1 / 2、自動車税、自動車取得税、軽油引取税、相続税、不動産取得税、酒税、都道府県たばこ税などである。

市町村税は、市町村民税（法人税割除く）、所得税の 20%、固定資産税、事業所税、都市計画税、市町村たばこ税、軽自動車税などであり、消費税市町村交付金を含む。

『新・地方共有税』は、所得税の 25%分、法人税の 50%分である。

『Type H-2』では、国から州、市町村への補助金がないため、州、市町村は、以上の税収と、使用料手数料、地方債などにより財政運営をする。

また、戸籍、国政選挙など国からの委託事業が存在するが、経費はすべて国が負担することとしており、地方の負担がないため、本シミュレーションでは考慮しない。

3 現在の一般財源 + 国庫支出金（A）と『Type H-2』における地方税額（B）の差

（単位：億円）

	現在の一般財源 + 国庫支出金 A	『Type H-2』に おける地方税額 B	C (B - A)	C / 人口 (円)
北海道	37,940	29,889	8,051	143,051
東北	58,935	47,925	11,010	114,280
北関東信越	63,760	63,799	39	329
南関東	168,297	263,841	95,544	270,177
中部	86,562	105,191	18,629	107,637
関西	113,427	127,115	13,688	63,038
中国・四国	74,089	62,043	12,046	102,408
九州	79,750	65,433	14,317	107,223
沖縄	8,533	5,025	3,508	257,589
計	691,293	770,261	78,968	61,806

現在の一般財源 + 国庫補助金（A）と『Type H-2』における地方税額（B）を比較すると、総額では、7兆 8,968 億円（B）が（A）より増額するが、州毎にみると、ほぼ同額の北関東信越、大都市圏を有する 3 州以外の 5 州では、（A）より（B）が減少することになる。

そこで、各州への新・地方共有税の配分額を調整することにより、各州で（B）が（A）より増加するようにすることを試みる。

この際、『Type H-2』では、財政需要を考慮せず、客観的な指標のみで調整することを想定していることから、今回は、客観的な指標として、人口、面積を用いて行うこととする。

4 検証(その1)人口、面積により調整

I 一人当たり地方税額が均等になるよう調整した場合(D)

(単位:億円)

	人口 人	人口×一人当たり 地方税額 D	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (D - A)	新・地方共有税配 分額
北海道	5,627,737	33,927	4,013	6,437
東北	9,634,917	58,085	850	13,773
北関東信越	11,643,506	70,194	6,434	12,415
南関東	35,363,418	213,192	44,895	14,545
中部	17,307,025	104,337	17,775	15,098
関西	21,714,659	130,909	17,482	25,299
中国・四国	11,762,204	70,910	3,179	15,822
九州	13,352,934	80,499	749	21,455
沖縄	1,361,594	8,209	324	3,694
計	127,767,994	770,262	78,969	128,538

一人当たり地方税額は、『Type H-2』における地方税額(州税、市町村税、新・地方共有税)の総額を全人口で除して得た数で、602,860円である。

II による調整を基本として、1/10相当額を各州の面積比で調整した場合(E)

(単位:億円)

	面積割合によ る地方税額 (総額×1/10)	人口×一人 当たり地方税 額 (総額×9/10)	調整後税収 E	現在の一般 財源 + 国庫 支出金との 差 (E - A)	新・地方共有 税配分
北海道	17,690	30,535	48,225	10,285	20,735
東北	13,339	52,277	65,616	6,680	21,303
北関東信越	9,064	63,175	72,239	8,479	14,460
南関東	3,724	191,873	195,597	27,299	3,050
中部	7,251	93,903	101,154	14,592	11,915
関西	6,636	117,818	124,454	11,027	18,845
中国・四国	10,727	63,819	74,546	457	19,458
九州	8,112	72,450	80,562	812	21,517
沖縄	482	7,388	7,870	663	3,356
計	77,026	693,236	770,262	78,968	128,539

面積の欄の計算は、全国に占める各州の割合(州の面積/全国面積)×地方税額の1/10(77,026億円)で求めている。

調整後税収は、面積割合による地方税額+人口×一人当たり地方税額の合計額である。

新・地方共有税の充当額において、南関東でマイナスが生じているが、これは、約13兆円の新・地方共有税では足りないため、総額を増やす必要があることを示している。

III 同様に 1/3 相当額を各州の面積比で調整した場合 (F)

(単位 : 億円)

	面積割合による 地方税額 (総額 × 1/3)	人口 × 一人 当たり地方税 額 (総額 × 2/3)	調整後税収 F	現在の一般 財源 + 国庫 支出金との 差 (F - A)	新・地方共有 税配分
北海道	58,968	22,618	81,586	43,646	54,096
東北	44,463	38,723	83,187	24,252	38,874
北関東信越	30,214	46,796	77,010	13,250	19,231
南関東	12,414	142,128	154,542	13,756	44,105
中部	24,169	69,558	93,727	7,164	4,487
関西	22,120	87,273	109,393	4,034	3,784
中国・四国	35,757	47,273	83,030	8,941	27,942
九州	27,041	53,666	80,707	957	21,663
沖縄	1,608	5,472	7,080	1,453	2,566
計	256,753	513,509	770,262	78,968	128,539

IV 同様に 1/2 相当額を各州の面積比で調整した場合 (G)

(単位 : 億円)

	面積割合による 地方税額 (総額 × 1/2)	人口 × 一人 当たり地方税 額 (総額 × 1/2)	調整後税収 G	現在の一般 財源 + 国庫 支出金との 差 (G - A)	新・地方共有 税配分
北海道	88,452	16,964	105,416	67,476	77,926
東北	66,695	29,043	95,738	36,803	51,426
北関東信越	45,321	35,097	80,418	16,658	22,639
南関東	18,621	106,596	125,217	43,081	73,430
中部	36,253	52,169	88,421	1,859	818
関西	33,181	65,454	98,635	14,792	6,974
中国・四国	53,635	35,455	89,090	15,001	34,002
九州	40,561	40,250	80,811	1,061	21,766
沖縄	2,412	4,104	6,516	2,017	2,002
計	385,131	385,131	770,262	78,968	128,539

5 検証(その2)人口、面積に加え、人口規模により調整

I 一人当たり地方税額が均等になるよう調整した場合(H)

(単位:億円)

	検証(その1) の調整後税 収 D	人口規模 別補正率	調整後税収 H (D*)	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (H - A)	新・地方共有税 配分額
北海道	33,927	1.089	36,947	993	9,457
東北	58,085	1.065	61,861	2,925	17,548
北関東信越	70,194	1.053	73,914	10,154	16,135
南関東	213,192	0.912	194,431	26,134	4,215
中部	104,337	1.019	106,320	19,757	17,080
関西	130,909	0.993	129,993	16,566	24,383
中国・四国	70,910	1.052	74,597	508	19,509
九州	80,499	1.043	83,961	4,211	24,916
沖縄	8,209	1.114	9,144	612	4,630
計	770,262		771,167	79,873	129,444

調整後税収(H)は、検証(その1)のDに人口規模別補正係数()を乗じたものである。

II による調整を基本として、1/10相当額を各州の面積比で調整した場合(I)

(単位:億円)

	検証(その1) の調整後税 収 E	人口規模 別補正率	調整後税収 I (E*)	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (I - A)	新・地方共有税 配分額
北海道	48,225	1.089	50,963	13,023	23,473
東北	65,616	1.065	69,029	10,094	24,717
北関東信越	72,239	1.053	75,598	11,838	17,819
南関東	195,597	0.912	178,716	10,419	19,930
中部	101,154	1.019	102,947	16,384	13,707
関西	124,454	0.993	123,637	10,210	18,028
中国・四国	74,546	1.052	77,877	3,788	22,789
九州	80,562	1.043	83,687	3,936	24,642
沖縄	7,870	1.114	8,713	180	4,198
計	770,262		771,167	79,873	129,444

調整後税収(I)は、検証(その1)のEのうち、「人口×一人当たり地方税額」に人口規模別補正係数()を乗じ、「面積割合による地方税額」を加えたものである。

新・地方共有税の充当額において、南関東でマイナスが生じているが、これは、約13兆円の新・地方共有税では足りないため、総額を増やす必要があることを示している。

III 同様に 1/3 相当額を各州の面積比で調整した場合 (J)

(単位 : 億円)

	検証(その1) の調整後税 収 F	人口規模 別補正率	調整後税収 J (F *)	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (J - A)	新・地方共有税 配分額
北海道	81,586	1.089	83,668	45,729	56,178
東北	83,187	1.065	85,756	26,821	41,444
北関東信越	77,010	1.053	79,526	15,766	21,747
南関東	154,542	0.912	142,049	26,248	56,597
中部	93,727	1.019	95,077	8,514	5,837
関西	109,393	0.993	108,808	4,619	3,199
中国・四国	83,030	1.052	85,530	11,441	30,442
九州	80,707	1.043	83,047	3,296	24,002
沖縄	7,080	1.114	7,706	827	3,192
計	770,262		771,167	79,873	129,444

調整後税収(J)は、検証(その1)のFのうち、「人口×一人当たり地方税額」に人口規模別補正係数()を乗じ、「面積割合による地方税額」を加えたものである。

IV 同様に 1/2 相当額を各州の面積比で調整した場合 (K)

(単位 : 億円)

	検証(その1) の調整後税 収 G	人口規模 別補正率	調整後税収 K (G *)	現在の一般財源 + 国庫支出金と の差 (K - A)	新・地方共有税 配分額
北海道	105,416	1.089	106,947	69,007	79,457
東北	95,738	1.065	97,662	38,727	53,350
北関東信越	80,418	1.053	82,322	18,561	24,543
南関東	125,217	0.912	115,950	52,347	82,696
中部	88,421	1.019	89,475	2,913	236
関西	98,635	0.993	98,253	15,174	7,356
中国・四国	89,090	1.052	90,978	16,889	35,890
九州	80,811	1.043	82,591	2,841	23,546
沖縄	6,516	1.114	6,989	1,543	2,475
計	770,262		771,167	79,873	129,444

調整後税収(K)は、検証(その1)のGのうち、「人口×一人当たり地方税額」に人口規模別補正係数()を乗じ、「面積割合による地方税額」を加えたものである。

6 検証結果

以上のように、検証（その1）の人口と面積によるシミュレーションを4パターン、検証（その1）に人口規模要件を加えた検証（その2）で4パターン計8パターンのシミュレーションを行った。

まず、検証（その1）について見てみると、の一人当たり地方税額が均等になるように調整した（D）だけでは、まだ4州において現在の一般財源+国庫支出金（A）より減少することになる。

～では、の調整手法を基本に各州の面積を加味した調整を行ったが、面積を1/10加味したのケースでは、沖縄を除いてすべての州で（A）より増加しているが、新・地方共有税の規模を大きくする必要がある。

面積を1/3、1/2加味すると、面積の小さい南関東、関西、沖縄が減少することになり、新・地方共有税の規模を大きくする必要がでてくる。

このシミュレーションでは、人口、面積を用いて調整し、現在の一般財源+国庫支出金を確保することに関しては、のケースでは概ね可能であったが、沖縄については、別途、島しょ面積など沖縄の特殊事情を考慮する指標を用いる必要があると考える。

次に、検証（その2）について見てみると、の一人当たり地方税額が均等になるように調整した（H）において、北海道を除くすべての州で（A）より増加しているが、新・地方共有税の規模を大きくする必要がある。これに、面積を1/10加味したのケースでは、すべての州で（A）を上回ることとなるが、新・地方共有税の規模を大きくする必要がある。

面積を1/3、1/2加味すると、面積の小さい南関東、関西、沖縄が減少することになり、新・地方共有税の規模を大きくする必要がでてくる。

このシミュレーションでは、人口、面積に加え、人口規模を用いて調整し、のケースでは、現在の一般財源+国庫支出金を確保するが可能であった。

以下、同様な方法で、11州、13州の場合を示すが、結果は、同様の傾向である。しかし、州の規模が小さくなるに従い、客観的な指標のみでの調整が難しくなるため、州の規模も、財政調整のやり方を決める大きな要因をなると思われる。

財政調整の際、こういった指標を用い、どこまで調整を行うかということは、今後更に検討を加える必要があると考える。

(11州の場合)

I 現在の地方の一般財源 + 国庫支出金 (A) と検証 (その 1) の人口、面積で調整した場合 (D ~ G) の差 (単位 : 億円)

	検証 (その 1)		検証 (その 1)		検証 (その 1)		検証 (その 1)	
	(D - A)	新・地方 共有税配 分類	(E - A)	新・地方 共有税配 分類	(F - A)	新・地方 共有税配 分類	(G - A)	新・地方 共有税配 分類
北海道	4,013	6,437	10,285	20,735	43,646	54,096	67,476	77,926
東北	850	13,773	6,680	21,303	24,252	38,874	36,803	51,425
北関東	23,717	22,712	21,487	20,481	16,282	15,276	12,564	11,559
南関東	29,066	1,181	14,925	12,960	18,070	45,955	41,639	69,524
北陸	2,724	6,216	1,567	7,373	1,132	10,072	3,060	12,000
東海	18,107	12,654	14,981	9,528	7,687	2,234	2,477	2,975
関西	18,419	24,595	11,572	17,747	4,406	1,770	15,818	9,643
中国	1,133	9,918	983	12,035	5,922	16,973	9,449	20,501
四国	2,046	5,903	526	7,423	3,019	10,968	5,552	13,501
九州	749	21,455	812	21,517	957	21,663	1,061	21,766
沖縄	324	3,694	663	3,356	1,453	2,566	2,017	2,002
計	78,968	128,538	78,968	128,539	78,968	128,538	78,968	128,539

II 現在の地方の一般財源 + 国庫支出金 (A) と検証 (その 2) の人口、面積、人口規模で調整した場合 (H ~ K) の差 (単位 : 億円)

	検証 (その 2)		検証 (その 2)		検証 (その 2)		検証 (その 2)	
	(H - A)	新・地方 共有税配 分類	(I - A)	新・地方 共有税配 分類	(J - A)	新・地方 共有税配 分類	(K - A)	新・地方 共有税配 分類
北海道	169	10,281	13,733	24,183	46,172	56,622	69,342	79,792
東北	3,344	17,966	10,446	25,069	27,019	41,642	38,857	53,480
北関東	24,139	23,133	21,861	20,856	16,547	15,541	12,751	11,746
南関東	8,723	19,162	3,386	31,271	31,639	59,524	51,819	79,705
北陸	1,089	10,029	1,862	10,802	3,664	12,605	4,952	13,892
東海	19,647	14,194	16,363	10,910	8,701	3,248	3,228	2,224
関西	12,978	19,154	6,671	12,847	8,046	1,870	18,557	12,381
中国	3,138	14,189	4,823	15,875	8,755	19,807	11,564	22,615
四国	1,135	9,084	2,334	10,283	5,131	13,080	7,130	15,079
九州	3,494	24,200	3,277	23,982	2,770	23,476	2,408	23,113
沖縄	965	4,984	498	4,516	594	3,425	1,373	2,645
計	78,482	128,052	78,482	128,052	78,482	128,052	78,482	128,052

(13州の場合)

I 現在の地方の一般財源 + 国庫支出金 (A) と検証 (その 1) の人口、面積で調整した場合 (D ~ G) の差 (単位 : 億円)

	検証 (その 1)		検証 (その 1)		検証 (その 1)		検証 (その 1)	
	(D - A)	新・地方共有税配分額	(E - A)	新・地方共有税配分額	(D - A)	新・地方共有税配分額	(E - A)	新・地方共有税配分額
北海道	4,013	6,437	10,285	20,735	43,646	54,096	67,476	77,926
北東北	36	7,840	3,423	11,300	11,496	19,373	17,262	25,139
南東北	814	5,932	3,257	10,003	12,756	19,502	19,540	26,286
北関東	23,717	22,712	21,487	20,481	16,282	15,276	12,564	11,559
南関東	29,066	1,181	14,925	12,960	18,070	45,955	41,639	69,524
北陸	2,724	6,216	1,567	7,373	1,132	10,072	3,060	12,000
東海	18,107	12,654	14,981	9,528	7,687	2,234	2,477	2,975
関西	18,419	24,595	11,572	17,747	4,406	1,770	15,818	9,643
中国	1,133	9,918	983	12,035	5,922	16,973	9,449	20,501
四国	2,046	5,903	526	7,423	3,019	10,968	5,552	13,501
北九州	2,904	13,280	1,210	11,585	2,744	7,632	5,568	4,808
南九州	2,155	8,175	398	9,932	3,701	14,031	6,629	16,958
沖縄	324	3,694	663	3,356	1,453	2,566	2,017	2,002
計	78,968	128,538	78,968	128,539	78,968	128,538	78,968	128,539

II 現在の地方の一般財源 + 国庫支出金 (A) と検証 (その 2) の人口、面積、人口規模で調整した場合 (H ~ K) の差 (単位 : 億円)

	検証 (その 2)		検証 (その 2)		検証 (その 2)		検証 (その 2)	
	(D - A)	新・地方共有税配分額	(E - A)	新・地方共有税配分額	(F - A)	新・地方共有税配分額	(G - A)	新・地方共有税配分額
北海道	698	9,752	13,277	23,727	45,886	56,336	69,178	79,628
北東北	3,150	11,027	6,294	14,171	13,631	21,508	18,872	26,749
南東北	2,112	8,859	5,894	12,640	14,718	21,464	21,020	27,767
北関東	23,276	22,270	21,093	20,088	16,000	14,995	12,363	11,357
南関東	8,535	19,350	3,551	31,437	31,753	59,638	51,897	79,782
北陸	568	9,508	1,398	10,338	3,334	12,274	4,717	13,657
東海	18,777	13,325	15,587	10,135	8,144	2,691	2,827	2,625
関西	12,247	18,423	6,020	12,196	8,511	2,335	18,890	12,714
中国	2,476	13,528	4,235	15,287	8,339	19,391	11,271	22,323
四国	726	8,675	1,970	9,919	4,874	12,823	6,948	14,897
北九州	6,488	16,864	4,437	14,813	348	10,027	3,767	6,609
南九州	885	11,215	2,340	12,670	5,735	16,065	8,161	18,490
沖縄	814	4,833	362	4,381	693	3,326	1,446	2,572
計	79,358	128,928	79,358	128,928	79,358	128,928	79,358	128,928